

去る 6 月 3 日わが N P O 法人埼玉県国民保護協力会の平成 20 年度通常総会が開催され、総会に引き続き、拓殖大学教授で新しい歴史教科書を作る会会長でもある藤岡信勝氏が「沖縄集団自決の真実と日本人の誇り」と題して記念講演をされた。氏は、『沖縄集団自決軍命令』は、『南京大虐殺』や『従軍慰安婦強制連行』と共に反日・自虐史観の 3 大テーマの一つであると指摘している

当日の講演内容等、当日の販売資料(月刊ビューポイント)、各種 HP 等を参考として沖縄戦集団自決について、軍命令説の崩壊根拠と小生の所懐等を述べたい。

●軍命令説の崩壊その根拠

① 曾野綾子著「ある神話の背景」

- 渡嘉敷島集団自決関係者の丹念な現地調査・証言

特に赤松隊長の副官であった知念氏の証言、村長に集団自決を伝達した駐在巡查安里氏の証言、赤松隊の他の隊員の証言

- 資料の信憑性に疑問呈示

「鉄の暴風」の記述の誤り（沖縄の作家をも認める）

梅沢少佐の死亡に関する記述の矛盾(健在、慰安婦と共に不明死) 第 9 版では削除

② 那覇市在住の作家星雅彦氏の指摘

- 渡嘉敷村長が拘った県史に軍命令に関する記述なし

③ 渡嘉敷島民の証言

- 元防衛隊員であった大城氏の証言：赤松隊長は機関銃借用の申し出を拒否

- 集合しなさいとの軍命令は聞いたが、自決命令は聞いていない。

④ 琉球政府旧軍人軍属資格審査委員会委員であった照屋氏の証言・手記

玉井村長と二人で、遺族等援護法の適用を受けんが為、偽の自決命令書を作成、赤松隊長の承認受け厚生省に提出

⑤ 手榴弾交付命令説

住民には交付していない。ただ防衛召集兵には配分、これが住民に渡された。

⑥ 座間味島女子青年団長宮城初枝氏(故人)

自決命令を直接聞いたとされた者の中で唯一の生き残り

昭和 52 年娘に隊長命令と書かざるを得なかったと告白、昭和 55 年に梅沢氏に謝罪

⑦ 座間味宮里助役の弟の証言 助役の命令で自決と詫び状

⑧ 座間味島梅澤少佐の伝令役の宮平氏の新証言

⑨ その他

## ●所懐

### ① 善意の功罪！

渡嘉敷島において赤松隊長が住民の懇望を入れて自決命令を発したことにしたのは、島民の困窮を見かねて、援護法適用を受けんとしたものであったことは照屋昇雄氏の証言（2005 年）で明らかである。赤松隊長もまさか己の善意が恣意的に悪用、踏みにじられようとは思わなかったであろう。後知恵ではあるが、如何に懇望されようとも事実を曲げるべきではなかったのではなかろうか。

### ② 悪魔の証明！

軍命令がなかったとの証明は悪魔の証明にも似ている。「あることの証明」は、特定の「あること」を一例でも提示すればすむが、「ないことの証明」は、全ての存在・可能性について「ないこと」を示さねばならないためである。陸軍が何時如何なる場合でも全く関与していなかったと断定することは困難である。

虐殺があったという側は、正式な命令・指示に止まらず、示唆・教唆或いは誘導をも軍の命令又は関与と対象範囲を拡大しつつあり、そのことをも証明するのは極めて困難だ。争点の拡大或いはずらしは卑怯ではないか？

### ③ 教科書異例の再検定の功罪！

集団自決軍命令が崩壊してきたのに伴い、平成 18 年度の教科書検定で適切な意見が付されたのは当然であった。然し、その後の沖縄県における狂ったかのような反対運動は終に昨年末当該教科書の再検定と言う嘆かわしい事態になったのは承知の通りである。

確かに従前の教科書に比すれば、改善傾向はあるものの、未だ真実が記述されているとは言い難い。素より、大衆の圧力により歴史的な真実が歪められることの是非は言うまでもない。あつてはならない事ではないかと愚考する。将来に禍根を残したというべきである。

毅然たる態度をとりえない政治や行政に愕然とする思いである。事実や真実は大衆の圧力があつたにしても歪められてはならない。

### ④ 軍命令とは！

そもそも軍隊が一般住民に対して命令すべき権限はない。戒厳令下と言うような特殊な状況下で特別の権限を与えられた者が発しうる筈である。沖縄は軍政でも戒厳令が発せられていた訳でもない。住民に対する正規の手続きを採られた命令などあり得ない。

まして現地部隊長である少佐や大尉にそのような権限があろうか。軍命令を広義に捉えて、隊長の権限を越えた指示であると捉えたとしてもあり得ない。仮に軍人の示唆や教唆があつたとしても、それは正規な命令とはいえない。

### ⑤ 日本（人）を不当に貶めること勿れ！

旧陸軍を何が何でも悪玉に仕立て上げ、日本人を貶めないと気が済まない輩が居ようだ。絶対に違法・不法・残虐な行為をした軍人が居なかったと断定はしないが、少なく

とも組織的ではなかったし、殆どの軍人は立派な誇りに足り得るものであったと信じている。

⑥ 人間の尊厳

サイパン島における米軍の鬼畜にも勝る蛮行は、既に沖縄県民にも伝えられていることでもあり、人間としての最小限の尊厳をも維持し得ないと判断した時に死を選択することは当然であり、それが人間の誇りである。命令があったから死んだなどと言うことは、自決され方々に対する冒瀆以外の何物でもない。

⑦ 控訴審に期待

新たな事実も明らかにされつつあり、控訴審では真実が明らかになるであろう。期待をもってその推移を見守りたい。伝聞や思い込みや詭弁や或いは為にする議論に対して反証するというのは労力を要するものである。然し、何れにしる関係者も年老いてきており残された時間は少ない。迅速な審理と早期の決着を望みたい。(了)

付記：本来善意に罪などある筈がないが、悪意に満ちた者が恣意的に歪曲する場合も無しとはしない。また当面はその善意が活かされても長い目で見た場合にはその事が悪となることも充分にありうる。このような意味において善意の功罪をいう語彙を使用した。